

## 確認申請時付記事項

建築主・工事監理者・工事施工者 様

A・当該建築物(工作物)は、長崎市建築基準法施行細則第11条の2の規定に基づき、下記に掲げる工程到達時期に、工程報告書(第9号様式 但し、木造の中間検査の場合には第8号様式の5で木工事報告書)の提出が必要です。

1)長崎市建築基準法施行細則第11条の規定に基づき、下記にマークした工程到達時期に、該当する計画書又は報告書並びに()に記載された必要書類

コンクリート工事着手7日前

コンクリート工事施工計画書(第8号様式の3)(コンクリート調合計画書を添付)

工事完了検査時

コンクリート工事報告書(第8号様式の4)(コンクリート試験結果報告書を添付)

鉄骨工事着手7日前

鉄骨溶接工事作業計画書(第8号様式)(第8号様式内に示す添付資料)

工事完了検査時

鉄骨工事報告書(第8号様式の2)(第8号様式の2内に示す添付書類)

(超音波探傷試験結果報告書を添付)

2)その他主事が必要と認める建築物(工作物)で、工事完了検査時に、マークした必要な書類

支持地盤の写真又は特殊基礎報告書

工程(配筋)写真

鉄筋・鉄骨のミルシート又は出荷証明書

B・中間検査対象物は、各特定工程到達時において中間検査申請書(規則第26号様式)に規則第4条の8第1項第3号に基づき、各特定工程時の工程報告書とともにAにマークされた書類の提出が必要です。

長崎市建築主事